

公開見積競争公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和6年6月20日

国立研究開発法人国際農林水産業研究センター
理事長 小山 修

1 調達内容

- (1) 件名及び数量 人工気象器 1台
- (2) 規格等 詳細は見積競争説明書による。
＜概要＞本装置は、日長、光強度、温度および湿度等を制御できる装置である。
- (3) 納入期限 令和6年9月20日
- (4) 納入場所 国立研究開発法人国際農林水産業研究センター

2 公開見積競争参加資格

- (1) 次のイ及びロのいずれにも該当する者でないこと。
 - イ 国立研究開発法人国際農林水産業研究センター（以下、「国際農研」という。）の役員経験者が再就職している又は課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。
 - ロ 総売上高又は事業収入に占める国際農研との間の取引割合が3分の1以上である。
- (2) 国際農研契約事務取扱規程（以下「契約規程」という。）第7条の規定に該当しない者であること。なお、未成年、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。また、契約規程同条における「一般競争」は、「公開見積競争」に読み替えることとする。
- (3) 契約規程第8条の規定に該当しない者であること、なお、契約規程同条における「一般競争」は、「公開見積競争」に読み替えることとする。
- (4) 令和4・5・6年度の国立研究開発法人国際農林水産業研究センターの競争参加資格における「物品の販売」においてA、B、C又はDの等級に格付けされている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがされている者及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがされている者については、手続開始の決定後、別に定める手続きに基づく競争参加資格の再申請を行うこと。）。なお、全省庁統一資格において、当該資格を有する者は、同競争参加資格を有する者とみなす。
- (5) 見積競争説明書の交付を受けた者であること。
- (6) 仕様書等に提示する事項が履行可能であることを証明できる者であること。
- (7) 理事長から当センター物品の購入及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でなく、また、農林水産省から指名停止措置を受けている期間中でないこと。
- (8) 納入物品に係る出荷及び品質が確実であることを証明した者であること。
- (9) 公的研究費の不正使用等防止に係る「誓約書」を提出した者であること。

3 公開見積競争手続等

- (1) 担当部局
〒305-8686 茨城県つくば市大わし1-1
国立研究開発法人国際農林水産業研究センター
総務部財務課用度班調達第1係
TEL. 029-838-6326 FAX. 029-838-6328
メールアドレス: jircas-nyusatsu@ml.affrc.go.jp
- (2) 見積競争説明書の交付期間、場所及び方法
本公告日から令和6年7月5日（金）までの土、日曜日及び祝日を除く9:00から17:00まで、上記3（1）にて随時無料交付する。
- (3) 本見積競争に係る仕様等の説明会は開催しない。
- (4) 参考見積書及び仕様書の要件を満たしていることを確認できる書類の提出期限及び場所
 - ①提出期限 令和6年7月9日（火）17:00（必着）
 - ②提出場所 3.（1）に示す場所

- ③提出方法 持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。）
- (5) 本見積書の提出期限及び場所
 - ①提出期限 令和6年7月17日（水）17：00（必着）
 - ②提出場所 3.（1）に示す場所
 - ③提出方法 持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。）

4. 契約相手方の決定方法

本見積書に記載された見積金額が契約規程第33条の規程に基づいて作成された予定価格の制限範囲内で最低価格をもって有効な見積を行った競争参加者を契約相手方とする。

ただし、落札者となるべき者の見積価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められる時、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて著しく不適當であると認められる時は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって見積した他の者のうち最低の価格をもって見積した者を落札者とすることがある。

5. その他

- (1) 公開見積競争及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 見積書の無効
この公開見積競争公告に示した競争参加資格のない者がした見積及び見積に関する条件に違反した見積書。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 契約相手方の公表
本件の調達件名及び数量、契約締結日、契約金額、契約の相手方の商号又は名称、住所及び法人番号等が公表されることについて同意するものとする。
- (6) 競争参加資格を有していない者の見積競争の参加
上記2.（4）に掲げる一般競争参加資格を有していない者で競争に参加しようとする場合は、本見積書提出時まで、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けなければならない。
- (7) 詳細は見積競争説明書による。